

エコアクション21 環境経営活動レポート

活動期間：2019年9月1日～2020年8月31日



2020年11月11日



株式会社 孝松工務店
代表取締役 類瀬博幸
神奈川県厚木市上荻野4580



目 次

1. 会社概要・対象範囲
2. 環境経営方針
3. 組織と役割
4. 環境経営目標
5. 活動計画と実施状況
6. 取り組み活動結果と評価・次年度の取り組み
7. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価並びに違反、訴訟等の有無
8. 代表者による評価と見直し

1. 会社概要・対象範囲

■ 事業者名及び代表者名

株式会社 孝松工務店

代表取締役 類瀬博幸

■ 所在地及び連絡先

〒243-0201 神奈川県厚木市上荻野4580

TEL 046(241)8980 FAX 046(241)8981

E-mail:info@takamatsu156.co.jp

■ 会社設立及び資本金

創業：昭和39年2月27日

資本金：2,000万円

■ 事業の内容及び規模

神奈川県知事許可第000156号 営業許可業種	令和2年3月決算 完成工事高【千円】	受注工事件数	
		元請	下請
土木一式工事業(特-28)	235,294	1	23
とび・土工工事業(特-28)	64,181	0	5
ほ装工事業(特-28)	179,562	2	2
造園工事業(般-28)	0	0	0
水道施設工事業(特-28)	0	0	0
	479,037	3	30

主な受注先:神奈川県・厚木市・清水建設(株)・日本道路(株)他

主な取引先:世紀東急工業(株)・神奈川県コンクリート製品協同組合他

従業員数:27名(男26名・女1名)

事業所延べ床面積:115㎡

■ 環境管理責任者・担当者氏名及び連絡先

環境管理責任者：行徳達也

E-mail:gyoutoku@takamatsu156.co.jp

担当者：事務局 染谷容子

■ 登録範囲

事業の種類

土木工事・とび土工工事・ほ装工事・造園工事・水道施設工事

環境経営方針

■ 基本理念

近年、私たちを取りまく環境は地球温暖化や資源枯渇等の問題を否応なく認識せざるを得ないような状況になっています。

株式会社孝松工務店は創業以来、「仕事には忠実であれ」「仕事には厳しくあれ」「仕事には親切であれ」を社訓としてきましたが、さらに「地球には優しくあれ」を加えることで「環境への負荷低減」及び「建設業と地球環境の共生」を理念とした環境経営マネジメントシステムを構築し、全社員一丸となって環境問題を考え、出来ることから一つずつ環境の保全活動に取り組みます。

■ 行動計画

1. 事業活動に関する環境法令・規則及びその他の要求事項を遵守します
2. 廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルを積極的に推進して排出量の抑制に努めます
3. 建設現場において、環境に配慮した機種選定及び施工方法を計画して施工します
4. エコドライブを実践し、排気ガス抑制と使用燃料の低減によるCO2削減に努めます
5. ゼロエミッション実現のため、電気自動車の導入を図ります
6. 電力使用量及び水資源使用量の削減につとめます。
7. 環境経営目標を定め、定期的に見直し、継続的改善活動に努めます
8. この環境経営方針は当社全従業員、取引企業に周知するとともに、環境レポートを公開します

制定日 平成23年3月1日

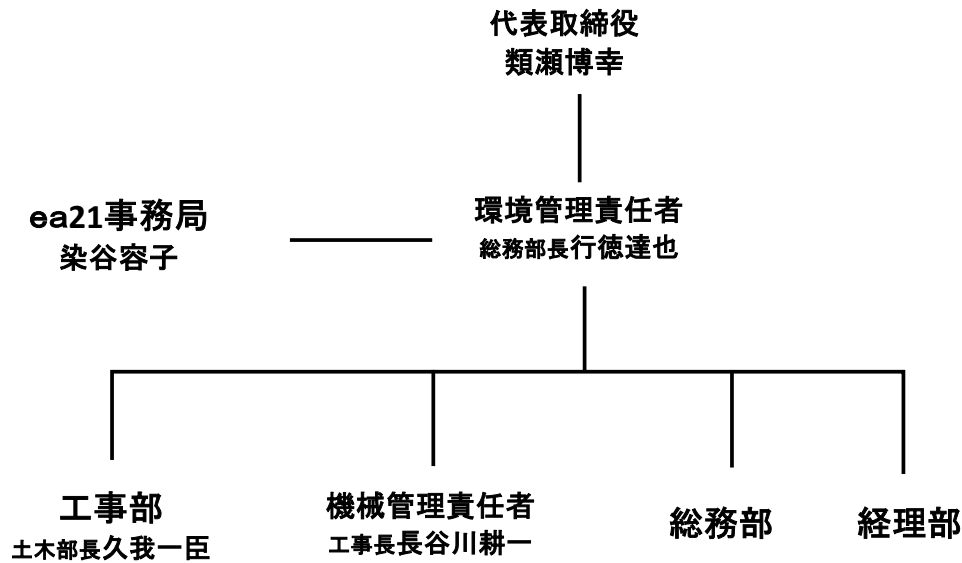
改訂日 平成31年2月20日

株式会社 孝松工務店

代表取締役 類瀬博幸

組織と役割

■エコアクション21 組織図



■役割及び権限

役 職	氏 名	役 割 及 び 権 限
代 表	(代表取締役) 類瀬博幸	①環境経営方針及び行動計画の決定
		②経営における課題とチャンスを整理し、明確にする
		③環境管理責任者の任命
		④環境経営マネジメントの構築、運営、維持に対する資源の準備
		⑤活動実績の評価及び見直し
環境管理責任者	(総務部長) 行徳達也	①環境経営マネジメントシステムの構築及び運用 ②運用実績の分析及び代表者への報告
ea21事務局	染谷容子	①電力、水道、燃料、廃棄物、グリーン購入等のデータ集計 ②ea21の文書,諸帳票の作成、保存
ea21委員会	(工事部 土木部長) 久我一臣	①環境管理責任者を補佐する ②省エネルギー活動に関する教育及び訓練の実施
	(機械管理責任者) 長谷川耕一	①環境経営方針(行動計画)に基づく活動の実施 ②ea21委員会を毎月15日に開催
	(工事部)	③行動計画実施状況の確認
	浅羽 篤	④電力、水道、燃料、廃棄物、グリーン購入等のデータ確認
	野原正弘	⑤環境経営目標達成率の確認
	東館喜幸	⑥必要な改善事項の検討及び提案

環境経営目標

環境目標		基準(実績)	中期目標			活動計画
		2016年度	2019年度	2020年度	2021年度	
		通年				
排出量の削減 1. 二酸化炭素	事務所	4,677kg-CO ₂	5%削減 4,443kg-CO ₂	7%削減 4,350kg-CO ₂	8%削減 4,303kg-CO ₂	電気・燃料使用量の削減
	現場	66,149kg-CO ₂	5%削減 62,842kg-CO ₂	7%削減 61,519kg-CO ₂	8%削減 60,857kg-CO ₂	低燃費施工の促進
	合計	70,826kg-CO ₂	5%削減 67,285kg-CO ₂	7%削減 65,869kg-CO ₂	8%削減 65,160kg-CO ₂	
1. 電力使用量の削減	事務所	10,615kWh (5,265kg-CO ₂)	3%削減 10,297kWh (5,107kg-CO ₂)	4%削減 10,190kWh (5,054kg-CO ₂)	5%削減 10,084kWh (5,054kg-CO ₂)	省エネ機器と入替え 室温管理徹底
	現場	8,954kWh (4,441kg-CO ₂)	3%削減 8,685kWh (4,308kg-CO ₂)	4%削減 8,596kWh (4,264kg-CO ₂)	5%削減 8,506kWh (4,264kg-CO ₂)	こまめなON・OFF 室温管理徹底
	合計	19,569kWh (9,706kg-CO ₂)	3%削減 18,982kWh (9,415kg-CO ₂)	4%削減 18,786kWh (9,318kg-CO ₂)	5%削減 18,590kWh (9,318kg-CO ₂)	
1. 2. 車の燃料使用量の削減	ガソリン(自動車)	9,128 L (14,540kg-CO ₂)	5%削減 8672L (1,163kg-CO ₂)	6%削減 8,580L (1,163kg-CO ₂)	7%削減 8,489L (1,163kg-CO ₂)	エコドライブ推進 タイヤ空気圧管理 電気自動車の導入
	軽油(重機)	15,394L (62,190kg-CO ₂)	5%削減 14,624L (52,862kg-CO ₂)	6%削減 14,470L (52,862kg-CO ₂)	7%削減 14,316L (52,862kg-CO ₂)	エコドライブ推進 低燃費重機の導入
	合計	24,522L (76,730kg-CO ₂)	5%削減 23,296L (54,025kg-CO ₂)	6%削減 23,050L (54,025kg-CO ₂)	7%削減 22,805L (54,025kg-CO ₂)	
LPG 1. 削減	事務所	39.1kg (0.07kg-CO ₂)	10%削減 22.0kg (0.07kg-CO ₂)	10%削減 22.0kg (0.07kg-CO ₂)	10%削減 22.0kg (0.07kg-CO ₂)	こまめな点火・消火
2. 廃棄物の削減	事務所	(一般廃棄物) 1.12t	26%削減 0.83t	26%削減 0.83t	26%削減 0.83t	分別の細分化 リサイクル率の向上
	現場	(対全建設廃棄物排出量) 87%	5%増加 92%	8%増加 95%	8%増加 95%	リサイクル法の遵守 再資源化資材の確認
3. 水の削減	事務所	36 m ³	13%削減 33 m ³	13%削減 33 m ³	13%削減 33 m ³	元栓の絞り込み 漏水のチェック
4. リング購入の拡大	事務所	グリーン化率 84%	3%増加 87%	4%増加 88%	4%増加 88%	商品リスト作成
	現場	環境配慮施工の売上高構成比 76%	4%増加 80%	6%増加 82%	6%増加 82%	低騒音低振動化の促進 低燃費重機の導入

注(1)購入電力のCO₂排出係数:0.384kg-CO₂/kWh

注(2)グリーン用品(資材)購入額/全用品(資材)購入額 ×100(%)

注(3)化学物質は一切使用していません

環境経営活動計画・実施状況評価

承認	作成
行徳	染谷

基準年度:2016年度 評価 ○:達成 ×:未達 □:計画 ■:実施

NO.	年度目標 (2019年度)	施策	責任者	2019年				2020年								合計		
				9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月			
1	二酸化炭素排出量の削減(事務所) 7%削減(2016年度比) 4,350kg	・電力、化石燃料使用量の削減 ・低公害車・低燃費車の導入	管理責任者	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	4,350 5,636 ×		
		計画排出量				1,126		1,143		1,067		1,014						
		実績排出量			1,592		1,535		1,241		1,268							
	二酸化炭素排出量の削減(現場) 7%削減(2016年度比) 61,519kg	・電力、化石燃料使用量の削減 ・低燃費型重機の導入	管理責任者	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	61,519 83,497 ×		
		計画排出量				18,400		11,560		13,400		18,159						
		実績排出量			14,335		27,566		18,529		23,067							
二酸化炭素排出量の削減(合計) 7%削減(2016年度比) 65,869kg	計画排出量	管理責任者			19,526		12,703		14,467		19,173		65,869 89,133 ×					
	実績排出量			15,927		29,101		19,770		24,335								
	評価		○		×		×		×		×							
1.1	電力使用量の削減(事務所) 4%削減(2016年度比) 10,190kWh	・LED照明への切り替え 8か所 ・パソコン管理(電源Off)の適正化 ・エアコン温度設定最適化	管理責任者	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	10,190 11,056 ×			
		計画電力使用量				2,540		3,000		2,450		2,200						
		実績電力使用量			921	740	863	1,108	1,218	1,268	913	815	708	740		936	826	
		同 累計			921	1,661	2,524	1,108	2,326	3,594	913	1,728	2,436	740		1,676	2,502	
		評価			○		×		○		×		×			×		
		電力使用量の削減(現場) 4%削減(2016年度比) 8,596kWh		・照明のこまめなON/OFF	管理責任者	■	■	■	■	■	■	■	■	■		■	■	8,596 7,881 ×
	計画電力使用量					2,100		2,600		2,100		1,796						
	実績電力使用量			653		558	533	763	799	825	661	675	656	560	554	644		
	同 累計			653		1,211	1,744	763	1,562	2,387	661	1,336	1,992	560	1,114	1,758		
	評価			○			○		○		○		○		○			
	電力使用量の削減(合計) 4%削減(2016年度比) 18,786kWh		計画電力使用量	管理責任者				4,640		5,600		4,550		3,996		18,786 18,937 ×		
		実績電力使用量			1,574	1,298	1,396	1,871	2,017	2,093	1,574	1,490	1,364	1,300	1,490		1,470	
同 累計			1,574		2,872	4,268	1,871	3,888	5,981	1,574	3,064	4,428	1,300	2,790	4,260			
評価			○			×		×		○		×		×				
自動車燃料使用量の削減(ガソリン) 6%削減(2016年度比) 8,580L		・アイドリングストップの実行 ・車輛別タイヤ空気圧管理 ・電気自動車の導入	管理責任者		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		8,580 8,641 ×	
		計画燃料使用量					2,145		2,145		2,145		2,145					
	実績燃料使用量			853	807	779	812	714	679	680	560	566	695	771	725			
	同 累計			853	1,660	2,439	812	1,526	2,205	680	1,240	1,806	695	1,466	2,191			
	評価			×		×		○		×		×		×				
	重機燃料使用量の削減(軽油) 6%削減(2016年度比) 14,470L	・アイドリングストップの実行 ・低燃費重機の採用		管理責任者	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	14,470 22,373 ×		
計画燃料使用量					3,656		3,656		3,656		3,656							
実績燃料使用量			1,091		760	1,285	1,350	2,739	2,730	1,606	2,563	999	2,318	2,925	2,007			
同 累計			1,091		1,851	3,136	1,350	4,089	6,819	1,606	4,169	5,168	2,318	5,243	7,250			
評価			○			×		×		×		×		×				
車両燃料使用量の削減(合計) 6%削減(2016年度比) 23,050L		計画燃料使用量	管理責任者				5,801		5,801		5,801		5,801		23,050 31,014 ×			
	実績燃料使用量			1,944	1,567	2,064	2,162	3,453	3,409	2,286	3,123	1,565	3,013	3,696		2,732		
	同 累計			1,944	3,511	5,575	2,162	5,615	9,024	2,286	5,409	6,974	3,013	6,709		9,441		
	評価			○		×		×		×		×		×				
	1.3	LPG使用量の削減 10%削減(→90%) 22.0kg		こまめに点火消火を行う	管理責任者	■	■	■	■	■	■	■	■	■		■	■	22.0 21.7 ×
				計画LPG使用量				7.0		5.5		5.5		4.0				
実績LPG使用量				0.0		2.3	2.3	1.8	3.8	3.0	3.2	2.2	1.3	0.6	0.6	0.6		
同 累計				0.0		2.28	4.58	1.8	5.6	8.6	3.2	5.4	6.7	0.6	1.2	1.8		
評価				○			×		×		×		○		○			
2			廃棄物排出量の削減(事務所) 26%削減(→74%) 830kg	・一般廃棄物の分別 ・紙類のリサイクル先探す		管理責任者	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	830 324 ×	
	計画排出量				200			210		200		220						
	実績排出量			2	7		7	154	9	13	10	10	13	10	80	9		
	同 累計			2	9		16	154	163	176	10	20	33	10	90	99		
	評価			○			○		○		○		○		○			
	3	再資源化率の向上(現場) 対全建設廃棄物排出量 95%		・分別の細分化 ・分別の徹底	管理責任者		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		95% 97% ×
計画再資源化率(%)						95%		95%		95%		95%						
実績再資源化率(%)						97%		97%		97%		97%						
同 累計(%)						97%		97%		97%		97%						
評価				○			○		○		○		○					
4			水資源投入量の削減(事務所) 5%削減(→95%) 33.0m3	・節水コマの取り付け ・元栓絞込み ・配管水漏れチェック		管理責任者	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	33.0 47.0 ×	
	計画使用量				9			8		7		9						
	実績水使用量			3.5	3.5		3.5	3.5	3.5	3.5	4.5	4.5	4	4	4.5	4.5		
	同 累計			3.5	7		10.5	3.5	7	10.5	4.5	9	13	4	8.5	13		
	評価			×			×		×		×		×		×			
	5	グリーン購入の拡大(事務所) 購入率25%増 88%		・前年度用品類購入リスト作成 ・エコマーク品購入候補選定 ・予算化案提案	管理責任者		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		88% 42% ×
計画購入率						88%		88%		88%		88%						
実績購入率						75%		92%		34%		31%						
評価				×			○		×		×		×					
6			環境配慮施工の売上増(現場) 売上高構成比82%	・対象環境配慮施工の特定 ・環境配慮型機械の選定		管理責任者	■	■	■	■	■	■	■	■	■	7,800 47,903 84%		
				総売上高(万円)					7,800		9,257		15,396		15,450			
	実績売上高(万円)			5,542	71%		7,688	83%	13,533	88%	13,665	88%						
	評価			×			○		○		○		○					
	NO.	評価・確認 月日		評価・確認事項(定期、臨時)	評価・確認結果、コメント、是正処置等													
	1	2019年12月1日		定期	人員の増加により使用車両が増え、現場の燃料(ガソリン)の使用量が増加し評価を下げている。エコドライブ意識の徹底をはかりたい。													
2	2020年4月1日	定期	河川改修工事(11月~3月)は重機を使用した掘削土工が多いため、重機の稼働時間が大幅に増加している。															
3	2020年9月1日	定期	コロナ対策で現場への通勤車両の乗車人数を減らしたため、ダンプカーを通勤用に使っている。															

6. 環境経営活動評価書

承認	作成
2019年11月11日	2019年11月11日
行徳	染谷

担当者記入 環境管理責任者記入 環境管理責任者記入 環境管理責任者記入

NO.	推進項目	サイト	活動期間目標	結果確認	評価	達成の要因/未達成の原因	未達成の場合の是正措置・予防処置
1	二酸化炭素排出量の削減	事務所	4,350kg-CO ₂	5,636kg-CO ₂	×	ダンプ・重機の燃料である軽油の使用量が大幅に増加したため。	
		現場	61,519kg-CO ₂	83,479kg-CO ₂	×		
		合計	65,869kg-CO ₂	89,133kg-CO ₂	×		
1.1	電気使用量の削減 (二酸化炭素排出量削減)	事務所	10,190kWh	11,056 kWh	×	換気しながらの空調使用により電力の使用量が増加した。	感染症対策として、換気は有効なので継続せざるを得ません。他の対策を検討します。
		現場	8,596kWh	7,881 kWh	○		
		合計	18,786kWh	18,937 kWh	×		
1.2	車両燃料の削減 (二酸化炭素排出量削減)	ガソリン	8,580 L	8,641 L	×	重機土工主体の工事が有り重機燃料の消費が大きかった。また、感染症対策として通勤車両にダンプを使用したことも影響した。	
		軽油	14,470 L	22,373 L	×		
		合計	23,050 L	31,014 L	×		
1.3	LPG使用量削減	事務所	22.0 kg	21.7 kg	○	使用量は昨年度とほぼ同じです。	LPG使用量は最低に近いと思います。
2	廃棄物排出量の削減	事務所	0.83 t	0.32 t	○	印刷時に支障の無い限り裏紙印刷することで、廃棄分を減少している。	記載不要
3	再資源化率向上	現場	対全建設廃棄物排出量 95%	97.0%	○	アスファルト殻やコンクリート殻の構成比率が高く、再資源化率が向上した。	
4	水資源投入量の削減に関わる取組整備	事務所	33.0m ³	47m ³	×	実績は2016年と同じであった。	節水アイテムを検討する
5	グリーン購入の拡大	事務所	87%	48%	×	グリーン商品では無い大型の什器を購入した。	全体の額が小さいため率の変動が大きい
6	環境配慮施工売上増	事務所	環境配慮施工 総売上高構成比 80%	76%	×	再資源化率が高く、重機も騒音排ガス規制に対応している。	契約特記事項に環境配慮施工を明記し、実施していく。

次年度以降の取り組みについて

全体の取り組み

環境経営活動を昨年度より展開していますが、完成工事高(売上げ)とCO2の発生量が同期せず売上げは横ばいだがCO2が大きく増えるという現象が発生してしまいました。化石燃料が発生するCO2は多く、重機土工の工事(河川改修工事など)においては道路改良工事などの数倍の量を消費します。これをどのように査定するかが難しく課題となっています。また、新型コロナウイルスの発生が企業活動や日常生活を大きく変化させています。土木工事業については比較的その影響は小さいものの環境活動にも影響は見られます。この状態がいつまで続くのか先が見えないので、環境経営目標への影響も懸念されるところです。その他については日頃の活動の成果が得られていると思います。

電力使用量について

今夏は雨天が多く比較的猛暑日が少なかったものの新型コロナウイルスの感染拡大により、その対策として換気をしながら空調を使用するというエネルギーロスが有りました。事務所においても残業時間を減らしたり、試験的にテレワークを採用しエアコン稼働時間を減らしました。電気自動車の充電使用分などを前期とほとんど変わらない実績でした。現場においては、今年は空調服による冷却効果で、屋内でのエアコンによる冷却、屋外でのミスト扇風機の使用等が押さえられ減少しました。今後も節電対応機材の採用など多角的に節電対策をしようと思います。

燃料使用量について

河川改修工事の受注施工により、重機稼働時間が格段に増加して軽油の使用量が大幅に増加しました。また、新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴い、密にならないよう通勤車両の乗車人員を通常の半分に設定しました。これにより通勤車両の不足が生じて、現場作業で使用していたダンプカーを通勤用に使い軽油の使用量が増えました。工種による使用燃料の増減をどのように評価査定するかが課題です。

LPG使用量について

今年の夏期においても、給湯器を使わないようにしました。通算で4ヶ月間使用量0となりCO2削減が出来ました。今後も同様の施策で対応したいと思います。

廃棄物の削減について

引き続き分別回収を徹底し焼却ゴミの減量に努めます。

再資源化率の向上について

再生資源であるアスファルト殻やコンクリート殻が、発生した産業廃棄物に占める割合の高い工事が多かったため全体の実績に反映されました。梱包材等の分別回収も現場ごとに行っているため、廃棄物の割合を下げています。工事の特性によって再資源化率が変動しますが、出来ることはすべてやる姿勢で活動を続けます。

水資源投入量の削減

目標の設定変更をいたしました。目標には届きませんでした。更なる節水を心がけて活動します。

グリーン購入の拡大について

事務所における購入物品のグリーン商品比率を拡大しようと活動していますが、飲料関係(主にドリップコーヒー)がグリーン対象となっていない。再度購入商品のリストアップと構成比をチェックします。

環境配慮施工の増加について

今年度も下請け工事に於いては、清水建設の施工現場で環境ISOに基づいた施工により良好でした。反面元請け工事については、新規の受注が少なく活動が縮小しています。またその他民間工事に於いて環境配慮施工の明記がされていないものが多く障害となっています。

環境関連法規等の遵守状況の確認

作成月日	H30.9.26
作成者	久我一臣
作成承認	行徳達也
確認評価日	R1.10.3
確認評価者	染谷容子
承認者	行徳達也

<直罰、両罰に該当する条項、協定をリストアップ;責務は省略可>
 法務省 法令提供システム <http://law.e-gov.go.jp>
 神奈川県 県例規集 <http://k-base0.3pref.kanagawa.jp/reiki.html>

関係法規等	規制内容	適用される設備・項目	点検・測定頻度・実施時期など	届出・報告等				関連部門	遵守状況	
				許可	届出	報告	資格		届出先	確認
環境基本法	・事業者の責務(法:第八条一) 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。									
資源の有効な利用の促進に関する法律(リサイクル法)	・事業者の責務(法:第四条) 工場若しくは事業場(建設工事に係るものを含む。以下同じ。)において事業を行う者及び物品の販売の事業を行う者(以下「事業者」という。) 又は建設工事の発注者は、その事業又はその建設工事の発注を行うに際して原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努めなければならない。	コンクリート構造物、アスファルト舗装の取り壊し発生するがれき類	廃棄時の適切な処理		○		発注者	工務部	工事請負契約書	○
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	・事業者及び消費者の責務(法第6条) 事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあつては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 ・(定義)再商品化等とは、再商品化及び熱回収をいう(法二条三) 特定家庭用機器(令一条) ・小売業者による料金の請求(法十一条) 収集及び運搬に関するもの 料金は小売業者が、あらかじめ公表(法十三条)	パソコン、ユニット形エアコンディショナー テレビジョン受信機(ブラウン管式のものを限る。) 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 電気洗濯機	廃棄時の適切な処理					総務部	管理表	○
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	・分別解体等実施義務 特定建設資材を用いた解体工事又は新築工事等 工事規模の基準 解体:80平方メートル 新築・増築:500平方メートル(令二条一、二)	コンクリート、木材等(法2条の5)	廃棄時の適切な処理		○		発注者	工務部	説明書	○
	・分別解体等実施義務 対象建設工事の届出等 使用する特定資材の種類その他 工事着手7日前までに(法十条二)	コンクリート、木材等(法2条の6)	廃棄時の適切な処理		○		発注者	工務部	説明書	○
	・再資源化等実施義務 特定資材廃棄物 再資源化又は縮減(法十六条)	コンクリート、木材等(法2条の7)	廃棄時の適切な処理		○		発注者	工務部	説明書	○
	・解体工事業者の登録(建設業法による業の許可を受けた者を除く)(法二十一条)									
	・技術管理者の設置 工事現場の技術上の管理(法三十一条)				○		発注者	工務部	届出書	○
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)	・事業者及び国民の責務(法第五条) できる限り環境物品等を選択するよう努めるものとする。 ・環境物品等に関する情報の提供 物品の製造、輸入若しくは販売又は役務の提供を行う者 環境への負荷の把握のために必要な情報の提供に努める (法第十二条)	グリーン化資材・事務所用品	施工計画時 物品購入時					工務部 総務部	購入伝票	○
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(又は廃棄物処理法)	国民の責務(第二条の三) ・国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。	事業系ごみ・産業廃棄物						工務部 総務部		○
	事業者の責務(第三条) ・事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	事業系ごみ・産業廃棄物						工務部 総務部		○
	事業者の責務(第三条の三) ・事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。	事業系ごみ・産業廃棄物						工務部 総務部		○
	・事業者の産業廃棄物に係る処理(法十二条二) 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準(以下「産業廃棄物保管基準」という。)に従い、生活環境の保全上支障のないように保管しなければならない。	産業廃棄物						工務部		○
	・雑則 投棄禁止(法十六条) 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。	事業系ごみ・産業廃棄物						工務部 総務部		○
	・産業廃棄物処理責任者、特別管理産業廃棄物処理責任者の選任(法十二条、六 法十二条の二 六) 当該事業場ごとに、当該事業場に係る産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、責任者を置かなければならない									
	・産業廃棄物、特別管理産業廃棄物に係る処理の委託(法十二条三、法十二条の二 三) 事業者は、その産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、環境省令で定めるものに委託しなければならない	産業廃棄物	施工計画時 工事施工中		○		知事	工務部	収集運搬業許可証	○
	・委託(法:十二条 四 令:六条 規:八条) 事業者は、運搬業者と書面による委託契約をする 委託契約書の保存期間は5年	産業廃棄物	契約書1回/年					工務部	委託契約書	○

関係法規等	規制内容	適用される設備・項目	点検・測定頻度・実施時期など	届出・報告等				関連部門	遵守状況			
				許可	届出	報告	資格		届出先	確認	評価	
	<ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬・中間処理業者の許可証確認(写し保管) (法七条1、6項 法十四条1、2、6項) ・産業廃棄物保管基準(法十二条2 環境省令 則八条 - ロ) (1)60cmx60cm以上表示 (2)表示事項 (イ)産業廃棄物の保管場所である旨 (ロ)保管する産業廃棄物の種類 (ハ)管理者の氏名又は名称及び連絡先 ・飛散・浸透防止、衛生管理(法十二条4項 令六条一 ホ) ・管理票交付(法十二条の三第1項、則八条の20～21) B2,D,E票の保管(5年間) ・交付した管理票の控えを、運搬受託者から管理票の写しの送付があるまでの間保管すること(則八条の二十 六) B2,D票90日、E票180日以内に返送されない場合は30日以内に知事に報告 ・産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出 (法十二条の3 6項 環境省令による) 注:【一般廃棄物】 ・定義(法:二条2) 一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物をいう 注:【産業廃棄物】 ・定義(法:二条4 令:二条一) 産業廃棄物とは次の廃棄物をいう①燃え殻②汚泥③廃油④廃酸⑤廃アルカリ⑥廃プラスチック類⑦紙くず(建設業等に係わるもの)⑧木くず(建設業等に係わるもの)⑨繊維くず(建設業等に係わるもの)⑩動植物性残さ⑪ゴムくず⑫金属くず⑬ガラス、コンクリート、陶磁器くず⑭鉛さい⑮コンクリート破片等⑯動物のふん尿⑰動物の死体⑱はいじん ⑲中間処理物(①～⑳までのものを処分するために処理したもの) 注:【特別管理産業廃棄物】 ・定義(法:二条5 令:二条四 規:一条二) 特別管理産業廃棄物とは産業廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係わる被害を生ずるおそれがある性状を有するもの ①廃油②廃酸③廃アルカリ④感染性産業廃棄物 ⑤特定有害産業廃棄物 	産業廃棄物	許可証1回/年							許可証	○	
		産業廃棄物	管理票のB2,D,E票が期日を過ぎた場合			○		知事	工事部	マネフェスト伝票	○	
		産業廃棄物	6月末まで			○		知事	工事部	報告書	○	
厚木市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	(事業者の責務) 第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、当該廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。 2 事業者は、廃棄物の減量及び適正処理並びに地域の清潔の保持に関する市の施策に協力しなければならない。	事業系ごみ								総務部	伝票	○
浄化槽法	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽による尿処理等(第三条、2、3) 何人も、終末処理下水道又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条に基づき尿処理施設で処理する場合を除き、浄化槽で処理した後でなければ、し尿を公共用水域等に放流してはならない。 2 何人も、浄化槽で処理した後でなければ、浄化槽をし尿の処理のために使用する者が排出する雑排水を公共用水域等に放流してはならない。 3 浄化槽を使用する者は、浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の使用に関する環境省令で定められた条項を遵守しなければならない。 ・設置等の届出、勧告及び変更命令(第五条) 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更(国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。第七条第一項において同じ。)をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。第五項、第七条第一項、第五章、第四十八条第四項及び第五十七条を除き、以下同じ。)及び当該都道府県知事を經由して特定行政庁に届け出なければならない。ただし、当該浄化槽に・・・ ・保守点検(第八条) 浄化槽の保守点検は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って行わなければならない。 ・清掃(第九条) 浄化槽の清掃は、浄化槽の清掃の技術上の基準に従って行わなければならない。 ・浄化槽管理者 毎年1回浄化槽の保守点検及び清掃(法十条) ・501人槽以上の浄化槽 技術管理者設置(法十条2項) ・定期検査(第十一条) 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回(環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数)、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。 ・2000年6月改正 生活雑排水の処理を行わない単独処理浄化槽の新設禁止(法三条2項) 	下水道への排水										
			設置時			○		市長		届出書	○	
									総務部			
			定期検査時							点検表	○	
			定期検査時							点検表	○	
騒音規制法	<ul style="list-style-type: none"> ・規制基準の設定 都道府県知事(法第四条) ・特定建設作業の実施の届出(第十四条) 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の七日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名二 建設工事の目的に係る施設 ・騒音の測定 指定地域について 市町村長(法第二十一条の二) 注:感覚公害と言われ未然予防が重要。測定は事業者の義務ではないが、遵守状況確認のため事業者による確認が必要 ・特定建設作業(施工令第二条) 法第二条第二項の政令で定める作業は、別表第二に掲げる作業とする。ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。 	ブレーカー・さく岩機・低騒音型を除く重機	施工計画時			○		市長	工事部	届出書	○	
									市長			
									市長			
									市長	工事部	届出書	○

関係法規等	規制内容	適用される設備・項目	点検・測定頻度・実施時期など	届出・報告等				関連部門	遵守状況		
				許可	届出	報告	資格		届出先	確認	評価
	<ul style="list-style-type: none"> ・特定建設作業の実施の届出(施工規則第十条) 法第十四条第一項及び第二項の規定による届出は、様式第九による届出書によつてしなければならない。 2 法第十四条第一項第五号に規定する環境省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 一 建設工事の名称並びに発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 	ブレーカー・さく岩機・低騒音型を除く重機	施工計画時		○			市長	工務部	届出書	○
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車Nox・PM法)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の責務(第四条) 事業者は、その事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置を講ずるように努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する自動車排出窒素酸化物等による大気の汚染の防止に関する施策に協力しなければならない。 ・窒素酸化物排出基準等(第十二条) 環境大臣は、自動車の種類、排出状況(窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域における自動車排出窒素酸化物等の排出状況をいう。第十七条において同じ。)等を勘案し、環境省令で、窒素酸化物排出自動車(その運行に伴って排出される自動車排出窒素酸化物が窒素酸化物対策地域における大気の汚染の主要な原因となるものとして政令で定める自動車であつて、窒素酸化物対策地域内に使用の本拠の位置を有するものをいう。次項及び同条において同じ。)にあっては窒素酸化物の… 	乗用車・ダンプトラック等	購入時						総務部	車検証	○
地球温暖化対策の推進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の責務(法第五条) 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。)を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。 	運行車両の燃費管理	随時						総務部	Recoo	○
環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・国民、民間団体等の責務(法第四条) 国民、民間団体等は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、環境保全活動及び環境教育を自ら進んで行うよう努めるとともに、環境保全の意欲の増進その他の環境の保全に関する取組を行うことにより、他の者の行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育に協力するよう努めるものとする。 	加入団体による環境保全活動への参加等	随時								
建設業法 [1949/5・2008/5]	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業の許可 5年毎に更新(法三条) 除外:建築一式工事 1500万円未満、150平方メートル未満、建築一式工事以外 500万円未満(令1条の2) ・標識の掲示 店舗及び建設現場ごと 許可を受けた区分による建設業の名称 他(法四十条) 	建設業許可	更新時	○				知事	総務部	許可証	○
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(オフロード法) [2005.5.25;2006年4月1日施行]	<ul style="list-style-type: none"> ・産業用フォークリフト、建設用ブルドーザ・トラックショベル、農耕用トラクタ等の特定特殊自動車の使用者は、原則として「基準適合表示」又は「少数特例表示」の付いたものでなければ使用することができません。 目的:公道を走行しない特定特殊自動車に対する排出ガス規制 規制:2006.10.1から順次開始、規制が開始された後に製作される新車に対する規制であり、現在使われている特定特殊自動車は引き続き使用することができます。 ・事業者及び使用者の責務 法四条 特定特殊自動車からの排出ガスによる 	建設用重機械	施工計画時		○			発注者	工務部	適合通知書	○
消防法	<ul style="list-style-type: none"> 火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害に因る被害を軽減し、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資すること(1条)を目的とする 	火災警報機・消火器・避難訓練	定期検査時						総務部	手順書	○
神奈川県生活環境の保全等に関する条例 [1997/10・2008/7]	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の駐車時における原動機の停止 (条94条～第96条) 	乗用車・ダンプトラック・重機等	使用時						工務部 総務部		
フロン排出抑制法 (2015/4/1) 管理者(所有者)に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> 第一種特定製品の管理者、整備者、廃棄等実施者は、以下の措置に取組む必要があります。 使用時・整備発注時 1. 管理者の判断基準の遵守(管理者) 使用している機器の基準により、簡易点検・定期点検を行いその記録を作成し保存する。また漏洩を発見したときには、可能な限り速やかに漏洩防止措置(修理)を行う 2. フロン類算定漏洩量の報告(管理者) 3. 整備時におけるフロン類の重点及び回収の委託 	業務用エアコン(定格出力2.03kw)	簡易点検(四半期ごとに1回以上)						総務部	簡易点検表	○

確認評価日時点に於いて法令違反は無く、関係機関等からも特に指摘はなく、訴訟も同様ありませんでした。

代表者による全体の評価と見直しの結果

配布先	代表者による全体の評価と見直しの 結果報告書	文書番号	
		—	承認
		代表者 取締役社長 類瀬博幸	
見直し対象期間	2019年9月1日～2020年8月31日		
見直し実施月日	2020年10月25日 (定期・臨時)		
出席者	環境管理責任者、事務局		
提出資料名	①環境経営目標の達成状況 ②環境経営活動計画の実施及び運用結果 ③環境関連法規等の遵守状況 ④外部からの環境に関する苦情や要望 (地域住民・顧客・自治体・消費者や社会の要請等も含む) ⑤その他(法規制の動向の情報など)		
見直し結果	①環境経営方針の変更の必要性 (有り ・無し) 改善担当者: 期限: ②環境経営目標の変更の必要性 (有り ・無し) 改善担当者: 期限: ③環境経営活動計画及び環境経営システム等の変更の必要性 (有り ・無し) 改善担当者: 期限:		
総括	①前回の指示への取組結果 組織的な取り組みが継続されており、全体として良い方向に向かっている。 ②今回の評価結果及び指示内容等 化石燃料の消費増減は、CO2発生量に大きな影響をもたらします。受注した工事の内容により環境負荷が左右されます。このあたりの評価をどう捉えるかは、経営とも併せて課題となるので、単なる増減だけではない評価方法を検討してください。		